

令和4年度
定期事務監査報告書

坂城町監査委員

目 次

・ 監査の概要	1
・ 事務及び事業の状況	2
1. 令和4年度予算執行状況	2
2. 令和4年度 町税の賦課徴収状況	3
3. 主要事業とその執行状況	3
4. 工事の執行状況	3
・ 監査の所見	4
・ 工事等検査箇所調書	6
・ 坂城町監査基準	7

令和4年度 定期事務監査結果報告書 監査の概要

監査の対象

- 1 地方自治法第199条第4項の規定による定期監査
令和4年度 坂城町一般会計歳入歳出状況
令和4年度 坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出状況
令和4年度 坂城町工業地域開発事業特別会計歳入歳出状況
令和4年度 坂城町下水道事業特別会計歳入歳出状況
令和4年度 坂城町介護保険特別会計歳入歳出状況
令和4年度 坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出状況
- 2 地方自治法第199条第5項の規定による監査
令和4年度に、施工中又は施工済の工事箇所

監査の期間

令和4年10月18日から10月28日の間

監査の場所

坂城町役場

監査の方法

町長から監査に付された令和4年度 坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出計算書等をもとに、計数の正確性及び執行状況の監査を行い、関係各課等により主要事業の状況等の説明を聴取し監査を行った。

また、各課から財産管理の状況・事務事業の年間計画とその執行状況等について資料の提出を求め、地方自治法の規定に基づいて、次の事項を主眼に監査を実施した。

- ①住民福祉の増進に役立っているか。
- ②最少の経費で最大の効果を上げているか。
- ③執行機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか。
- ④予算の執行や事業の取組みは予定どおり行われているか。

監査の結果

各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して、適正に処理されているものと認めた。

事務及び事業の状況

令和4年度の予算については、実施計画に沿って執行されていた。主要事業の執行状況については、新型コロナウイルス感染症や物価の高騰等による影響は見られるものの、町全体の事業としては積極的な取組みがされている。

また、事務事業の内容及び年間計画とその執行状況は、全体的に住民福祉の増進を重点に執行されている。

1 令和4年度の予算執行状況

令和4年9月末現在の執行状況は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

会計区分	歳入			歳出			
	予算現額	収入済額	予算に対する割合	予算現額	支出済額	執行率	
一般会計	7,945,938	3,461,418	43.6	7,945,938	2,891,612	36.4	
特別会計	国民健康保険特別会計	1,456,603	533,666	36.6	1,456,603	584,045	40.1
	工業地域開発事業特別会計	781,184	780,817	100.0	781,184	780,817	100.0
	下水道事業特別会計	925,513	196,470	21.2	925,513	439,399	47.5
	介護保険特別会計	1,460,953	597,440	40.9	1,460,953	548,455	37.5
	後期高齢者医療特別会計	236,564	82,441	34.8	236,564	99,710	42.1
	特別会計合計	4,860,817	2,190,834	45.1	4,860,817	2,452,426	50.5
総合計	12,806,755	5,652,252	44.1	12,806,755	5,344,038	41.7	

一般会計の歳入において、予算に対する割合は（予算現額に対する収入済額の割合）43.6%で、前年に比較して2.5ポイントの減であった。また、歳出については、執行率（予算現額に対する支出済額の割合）が36.4%で前年比2.7ポイントの減となっている。

特別会計の合計において、予算に対する割合は歳入については45.1%で、前年比11.7ポイントの増、歳出の執行率は50.5%で前年比16.2ポイントの増となっている。

一般会計及び特別会計全体の歳入については、予算に対する割合が、前年と比較して2.8ポイントの増、歳出の執行率については4.3ポイントの増であった。

事業の執行状況については、概ね予定どおり行われていた。

2 令和4年度町税の賦課徴収状況

(単位:千円、%)

科 目		区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	収入率	
						本 年	前 年
町 民 税	個 人	現 年	700,000	738,768	346,647	46.9	57.0
		滞 繰	3,500	25,879	1,722	6.7	7.0
	法 人	現 年	297,000	302,135	301,386	99.8	96.6
		滞 繰	100	1,434	170	11.9	2.7
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現 年	1,331,000	1,315,482	881,608	67.0	68.2
		滞 繰	7,000	123,351	2,803	2.3	3.2
	交 付 金 納 付 金	現 年	4,882	4,883	4,883	100.0	100.0
軽自動車税	種 別 割	現 年	54,000	57,712	56,243	97.5	97.2
		滞 繰	100	2,084	59	2.8	5.0
	環 境 性 能 割	現 年	2,500	2,018	2,018	100.0	100.0
町 た ば こ 税	現 年	105,000	61,662	61,662	100.0	100.0	
入 湯 税	現 年	4,200	2,253	2,253	100.0	100.0	
計		現 年	2,498,582	2,484,913	1,656,700	66.7	67.8
		滞 繰	10,700	152,748	4,754	3.1	3.8
		合 計	2,509,282	2,637,661	1,661,454	63.0	63.4

町税の9月末の徴収実績は、調定額2,637,661千円、収入済額は前年に比較して43,952千円増の1,661,454千円（前年度比2.7%増）である。

個人町民税（現年分）の調定額は、前年と比較して97,979千円減の738,768千円となり、収入済額は130,008千円減の346,647千円（前年度比27.3%減）である。

法人町民税（現年分）の調定額は、前年と比較して128,990千円増の302,135千円となり、収入済額は134,173千円増の301,386千円（前年度比80.2%増）である。

固定資産税（現年度）の調定額は、前年と比較して73,072千円増の1,315,482千円となり、収入済額は34,865千円増の881,608千円（前年度比4.1%増）となっている。

3 主要事業とその執行状況

主要事業の執行状況は、概ね事務事業の年間計画に従い執行されているが、新型コロナウイルス感染症や物価の高騰などの影響を受けている部分も一部見られる。

4 工事の執行状況

令和4年度の工事（別紙「工事等検査箇所調書」参照）の執行状況については、概ね予定通り執行されている。

監 査 の 所 見

◎議会事務局

- ・なし

◎会計室

- ・なし

◎総務課

- ・職員研修について、eラーニングやオンラインなどの活用に努めてください。

◎企画政策課

- ・地域づくり活動支援事業について、事業の趣旨や地域の取組みを町ホームページに掲載し、広く町民に向けた情報発信を検討してください。

◎住民環境課

- ・マイナンバーカードの一層の普及に向けて、引き続き積極的な取組みを推進してください。
- ・空き家対策に向けた、住民説明会や相談会の継続を検討してください。

◎福祉健康課

- ・精神障がい者入院医療費助成金について、町の新たな取組みとして制度の周知に努めてください。

◎商工農林課

- ・農業のデジタル化、IT化を推進してください。
- ・森林環境譲与税等を有効に活用し、山林の適正な管理に努めてください。

◎建設課

- ・公園管理について、活性化につながる取組みを、指定管理者と連携して進めてください。

◎教育委員会

- ・ウィズ・コロナに向けて、各種行事の開催方法を工夫しながら取組みを進めてください。
- ・分館への情報提供や分館同士の意見交換、情報共有を進め、活発な活動につなげてください。

特別会計

国民健康保険特別会計

- ・保険税徴収の努力が伺えます。引き続き未納額の解消に努めてください。

下水道事業特別会計

- ・下水道の整備状況について広報すると共に、接続率向上に向け引き続き啓発に努めてください。

介護保険特別会計

- ・保険料の徴収努力が伺えます、引き続き未納額減少に努めてください。

後期高齢者医療特別会計

- ・高齢化が進行する中、制度の仕組みと関連するサービス等について情報提供に努めてください。

工事等検査箇所一覧表

(令和4年10月28日実施) (単位 千円)

No.	事業名	事業内容	事業費	財源内訳				備考
				国・県支出金	地方債	その他特定	一般財源	
①	令和4年度坂城町温泉施設改修工事	びんぐし湯さん館 展望デッキ新設 レストラン拡張 空調設備更新 その他修繕等一式	191,246			187,550	3,696	<ul style="list-style-type: none"> 請負者：高木・笠井特定建設工事共同企業体 契約額：187,550千円 工期：R4.6.1～ R4.11.15 設計監理業者： (株)N建築設計事務所 契約額：3,696千円
②	令和4年度坂城インター先線関連下水道管路移設工事	推進工 鉄筋コンクリート管布設 φ400mm L=121.5m 組立1号マンホール 3箇所	66,000	63,924		2,076		<ul style="list-style-type: none"> 請負者：(株)笠井建設 契約額：66,000千円 工期：R4.5.20～ R5.1.31
③	令和4年度坂城町体育館耐震補強及び大規模改修工事	昭和45年5月竣工 2階建て 延床面積2,059.91㎡ 耐震補強及び省エネ化、長寿命化、機能改善を目的とした大規模改修	395,120		101,100	220,000	74,020	<ul style="list-style-type: none"> 請負者：(株)中信建設 坂城営業所 契約額：252,780千円 工期：R4.6.1～ R5.2.28 設計監理業者： (株)第一設計 契約額：7,293千円
④	(繰越分) 令和3年度 社会資本整備総合交付金 町道A01号線舗装修繕工事	舗装修繕工事 L=30.0m A=161㎡	3,630	1,253			2,377	<ul style="list-style-type: none"> 請負者：(株)竹内組 契約額：3,630千円 工期：R3.12.27～ R4.10.31
	令和4年度 社会資本整備総合交付金 町道A01号線舗装修繕工事	舗装修繕工事 L=100.0m A=544㎡	11,847	5,063	4,500		2,284	<ul style="list-style-type: none"> 請負者：(株)竹内組 契約額：11,847千円 工期：R4.6.28～ R4.11.30

坂城町監査基準

第1章 一般基準

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)

第1条 地方公共団体において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、坂城町の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び長等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- 一 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- 二 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- 三 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
- 四 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- 五 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
- 六 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
- 七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為(監査等を除く。)については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第4条 監査委員は、独立のかつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討し

たうえで、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠の入手)

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員との連携)

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

- 3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び長に提出するものとする。
- 4 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 一 本基準に準拠している旨
 - 二 監査等の種類
 - 三 監査等の対象
 - 四 監査等の着眼点（評価項目）
 - 五 監査等の実施内容
 - 六 監査等の結果
- 2 前項第六号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 一 財務監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - 二 行政監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
 - 三 財政援助団体等監査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること
 - 四 決算審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、決算及びその他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
 - 五 例月出納検査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われること
 - 六 基金運用審査 前項第一号から第五号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること
 - 七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること
- 3 第一項第六号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点

において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- 一 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
 - 二 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - 三 監査の結果に関する勧告の決定
 - 四 決算審査に係る意見の決定
 - 五 基金運用審査に係る意見の決定
 - 六 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- 一 監査の結果に関する報告の内容
- 二 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めよう努めるものとする。

附則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。